

1. 令和5年度に機構が実施した高等専門学校機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立高等専門学校からの求めに応じて、高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「高等専門学校機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この認証評価は、我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 高等専門学校機関別認証評価において、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 高等専門学校の自己評価に基づく第三者評価を行うことにより、高等専門学校の教育研究活動等に関する内部質保証システムの確立・充実を図ること。
- (3) 評価結果を高等専門学校にフィードバックすることにより、高等専門学校の教育研究活動等の改善・向上に役立てること。
- (4) 高等専門学校の教育研究活動等の状況を社会に示すことにより、高等専門学校が教育機関として果たしている公共的役割について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、対象高等専門学校の状況に係る分析を行うため評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価に携わる評価担当者としては、評価委員会委員とともに、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者から選任された専門委員も加わりました。

3 評価プロセスの概要

評価は、以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 高等専門学校における自己評価

各高等専門学校は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 提出された自己評価書を踏まえ、評価部会等において、分析を行うに当たり、「評価実施手引書」に基づき、書面調査及び訪問調査を実施し、評価を行いました。

書面調査は、自己評価書及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等を踏まえて実施しました。

訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

- ② 評価委員会が評価を行うに当たっては、基準ごとに、その基準におけるすべての「観点」及び「特記事項」の分析結果を総合的に勘案した上で、基準を満たしているかどうかの判断を行

いました。

- ③ 基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、「優れた点」として、基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合には、「改善を要する点」としてその旨を指摘しました。
- ④ 基準ごとの判断に基づき、高等専門学校評価基準に適合しているかを評価委員会において判断し、その評価結果を確定、公表しました。
- ⑤ ④の評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設けました。（この意見の申立ての状況に応じて、評価委員会や評価部会とは別の構成員による審査会を設けて審議を行うこととしています。この場合には、当該審査会の審議結果を尊重して④の評価結果の確定を行うこととしています。）
- ⑥ 高等専門学校評価基準のうち、「重点評価項目」として位置付けている教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証システム）については、評価結果を段階別に示しました。

（3）高等専門学校による改善状況の報告

高等専門学校は、評価結果の確定後、当該結果において「改善を要する点」として指摘された事項のうち、評価委員会が指定する事項について、次の評価を受けるまでの間、その対応状況を、機構に提出できることとしています。機構は、提出された対応状況が十分であることを確認した上で、評価結果にその旨を追記して公表することとしています。

4 評価のスケジュール

- （1）機構は、令和4年9月に、国・公・私立高等専門学校の関係者に対し、高等専門学校機関別認証評価の仕組み、評価方法等について説明会を実施するとともに、当該高等専門学校の自己評価担当者に対し、自己評価書の作成方法等について研修会を実施しました。
- （2）機構は、令和4年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の3高等専門学校の評価を実施することとなりました。
 - 国立高等専門学校（3高等専門学校）
仙台高等専門学校
香川高等専門学校
熊本高等専門学校
- （3）機構は、令和5年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に評価を進められるように、高等専門学校評価の目的、内容及び評価方法等について理解を深めるための研修を実施しました。
- （4）機構は、令和5年6月末に、対象高等専門学校から自己評価書の提出を受けました。
自己評価書提出後の対象高等専門学校の評価は、次のとおり実施しました。

令和5年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定）
10月～12月	現地訪問及びオンラインによる訪問調査の実施（書面調査では確認できなかつた事項等を中心に対象高等専門学校の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） (注1) 評価部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会 (注2) 財務専門部会・・・高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

（5）機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和6年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

（6）機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和6年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

5 評価結果

令和5年度に認証評価を実施した3高等専門学校の全てが、機構の定める高等専門学校評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

6 高等専門学校機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和6年3月現在）

（1）高等専門学校機関別認証評価委員会

阿 部 徹	岩手県立前沢明峰支援学校教諭、元 岩手県立盛岡工業高等学校長
荒 井 幸 代	千葉大学教授
大 島 ま り	東京大学教授
角 田 範 義	豊橋技術科学大学理事・副学長
萱 島 信 子	JICA 緒方貞子平和開発研究所顧問
○京 谷 美代子	元 株式会社 FUJITSU ユニバーシティエグゼクティブプランナ
栗 田 佳代子	東京大学教授
◎田 中 英 一	名古屋大学名誉教授
永 澤 茂	三条市立大学教授
新 田 保 次	元 鈴鹿工業高等専門学校長
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
福 崎 千 穂	中京大学教授
福 富 洋 志	大阪大学特任教授
牧 野 光 則	中央大学教授
村 田 圭 治	前 近畿大学工業高等専門学校長
森 野 数 博	元 呉工業高等専門学校長
山 口 周	大学改革支援・学位授与機構特任教授
渡 辺 和 人	前 東京都立産業技術高等専門学校長
和 田 安 弘	長岡技術科学大学理事・副学長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会

大 島 功 三	旭川工業高等専門学校教授
柿 木 哲 哉	神戸市立工業高等専門学校教授
金 城 伊智子	沖縄工業高等専門学校教授
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
平 石 年 弘	明石工業高等専門学校教授
福 崎 千 穂	中京大学教授
札 野 寛 子	国際高等専門学校教授
◎森 野 数 博	元 吳工業高等専門学校長
山 口 雅 裕	鈴鹿工業高等専門学校教授
○渡 辺 和 人	前 東京都立産業技術高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 高等専門学校機関別認証評価委員会財務専門部会

○神 林 克 明	公認会計士、税理士
飛 原 英 治	大学改革支援・学位授与機構特任教授
峯 岸 秀 幸	公認会計士、税理士
◎村 田 圭 治	前 近畿大学工業高等専門学校長

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価報告書の内容について

評価報告書には、評価を実施した対象高等専門学校の評価結果を記述しています。また、評価結果と併せて対象高等専門学校に関する情報を参考資料として添付しています。

(1) 「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「II 基準ごとの評価」において基準1から基準8の全ての基準を満たしている場合に当該高等専門学校全体として機構の定める高等専門学校評価基準を適合していると判断し、その旨を記述しています。

また、対象高等専門学校（以下「対象校」という。）の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「II 基準ごとの評価」

「II 基準ごとの評価」では、基準1から基準8において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、それらを「優れた点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

（※ 評価結果の確定前に対象校に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあつた場合には、「III 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。）

(3) 「参考」

「参考」では、対象校から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。